琴平町共同募金委員会助成実施要綱

（目　的）

1. この要綱は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するた

めに、地域を良くしていこうと活動する福祉団体やボランティア団体などを支援するため、社会福祉法人香川県共同募金会助成規程に基づき、琴平町共同募金委員会（以下「委員会」という。）が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

（助成対象団体）

1. 助成対象団体は、琴平町内で活動する社会福祉法人や特定非営利活動法人、地域福祉推進連絡会（以下「地区ネット」という。）や自治会等の地域団体及び福祉団体やボランティア団体とする。

（助成対象事業）

1. 対象事業は、次のとおりとする。
2. 社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業
3. 地区ネットや自治会等が行う小地域での福祉推進のための活動事業
4. 地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体などの活動事業

２　前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する事業は助成対象とはしない。

1. 国又は地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業
2. 設立後１年を経過しない施設、団体の事業。ただし、特に必要性が認められる場合はこの限りではない。
3. 構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、活動の対象が一般に開放されず限定されており、社会福祉の性格の明らかでない事業
4. 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行う事業
5. その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業
6. 介護保険事業
7. 借入金の返済・負債整理の事業
8. 土地の購入及び造成事業
9. 助成決定前に既に購入又は実施している事業

（10）助成による効果が期待できない事業

（11）他の補助金（公的融資を含む。）との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められる事業

（助成基準）

1. 第２条及び第３条に定めるもののほか、助成対象経費、助成限度額、助成率、助

成期間等に関する基準は、会長が別に定める。

　（募　集）

1. 助成事業の募集は、募集要項を作成し、社会福祉協議会のホームページ、又はそ

の他適宜の方法により行う。

（助成申請）

1. 助成を受けようとするものは、委員会が定める期日までに、別に定める申請書と

必要な書類を添付し、委員会まで提出しなければならない。

（審　査）

1. 委員会の会長は、前条の助成申請があったときは、必要に応じて調査を行い、審

査委員会において助成の可否等の決定を経て取りまとめられた地域助成計画を反映した共同募金推進計画を作成し、社会福祉法人香川県共同募金会（以下「県共募」という。）の承認の後、申請団体に「助成金内定通知書」を送付する。

（助成金の調整）

1. 委員会は、募金実績に基づき、県共募と助成金の調整を行ったうえで、地域助成

額を県共募に進達する。

（助成額の決定）

1. 委員会は、助成金の決定を県共募からの地域助成額の決定後に行い、被助成団体

へ「助成金決定通知書」を送付する。

（交付請求）

第10条　被助成団体は、前条の通知を受け助成金を受けようとする場合は、別に定める「助成金交付請求書」を委員会あてに提出する。

（助成金の交付）

第11条　委員会は、前条による助成金交付請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付する。

（助成事業の変更）

第12条　助成決定後、委員会が指定した事業についてやむを得ない事情により変更の必要が生じたときは、事前に「変更申請書」を提出して委員会の承認を得なければならない。

（事業完了報告）

第13条　被助成団体は、助成事業完了後直ちに「事業完了報告書」に支出を証明する書類を添付して、委員会に提出しなければならない。

　２　委員会は、必要があると認めるときは、被助成団体に対して調査を行うことができる。

（助成金の経理）

第14条　被助成団体は、助成金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。また、委員会が要求するときは必要な記録及び諸帳簿を呈示するものとし、調査を拒むことはできない。

（使途の周知）

第15条　被助成団体は、助成金の使途に関し、住民への周知を図るよう努めなければならない。

（助成の取消）

第16条　委員会は、被助成団体が次の各号に該当する場合は、助成金の全額もしくは一部を返還させることができる。

1. 助成決定後事業を一部休止又は廃止したもの
2. 助成金を指定された事業以外に使用したとき
3. 事業と相違した助成申請又は使途報告を行ったとき
4. 経理状況が極めて不良を認めたもの
5. その他委員会の指示に従わず又は委員会が不適当と認めた場合

附　　則

1. この要綱は、平成２３年３月９日に制定する。
2. この要綱は、平成２４年５月２８日から施行する。
3. 香川県共同募金会琴平町共同募金委員会助成規程（平成２３年４月１日施行）は廃止する。